

付託議案説明資料

令和 4 年度兵庫県一般会計補正予算について

令和 4 年 1 2 月 9 日

総 務 部
企 画 部
財 務 部
県 民 生 活 部
危 機 管 理 部
部 外 局

令和4年度 12月補正予算（緊急経済対策）

総務部（教育課除く）・企画部・財務部

出納局・議会事務局・監査委員事務局・人事委員会事務局

1 補正予算の規模

（単位：千円）

部局	区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳				合計 a+b
				国庫	特定	起債	一般	
総務部	一般会計	19,219,403	26,000	0	0	0	26,000	19,245,403
企画部		9,331,640	22,000	2,000	0	0	20,000	9,353,640
財務部		465,928,774	31,000	0	0	0	31,000	465,959,774
出納局		841,244	4,000	0	0	0	4,000	845,244
議会事務局		2,542,495	8,000	0	0	0	8,000	2,550,495
監査委員 事務局		233,353	2,000	0	0	0	2,000	235,353
人事委員会 事務局		188,207	1,000	0	0	0	1,000	189,207

2 事業の概要

（単位：千円）

事業名	事業内容	金額
県人事委員会勧告を踏まえた給与改定		
給与改定	○給与改定の概要 ・給料表 30歳台半ばまでの若手職員を4,000円の範囲内で 引上げ（平均改定率+0.3%） ・期末・勤勉手当 0.10月引上げ（4.30月→4.40月） 知事等特別職の期末手当は0.05月引上げ （3.25月→3.30月）	94,000

令和4年度12月補正予算（緊急経済対策）

県民生活部

1 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳					合計 a+b	
			国庫			特定	起債		一般
			通常補助	地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金				
一般会計	5,923,641	13,000	4,000	0	0	0	0	9,000	5,936,641

2 事業の概要

(単位：千円)

事業名	事業内容	金額
県民生活の安定化に向けた支援		
県民生活の安定化		
若者向け消費者トラブル防止の啓発強化	靈感商法等の悪質商法が社会問題となっていることを踏まえ、今年度制作した、消費者トラブル回避シミュレーションゲームを活用し、4月から新生活を始める高校生や大学生等を対象に、トラブル防止のための正しい知識を身につけるための啓発・注意喚起を行う	2,000
消費者行政推進・強化事業補助金事業の実施	靈感商法等の悪質商法に対応するため、消費者向けの啓発を強化（チラシの作成、SNS広告を実施）※神戸市実施	2,000
県人事委員会勧告を踏まえた給与改定		
給与改定	○給与改定の概要 ・給与表 30歳半ばまでの若手職員を4,000円の範囲内で引上げ（平均改定率+0.3%） ・期末・勤勉手当 0.10月引上げ（4.30月→4.40月）	9,000
合 計		13,000

**令和4年度12月補正予算（緊急経済対策）
危機管理部**

1 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳						合計 a+b
			国庫			特定	起債	一般	
			通常 補助	地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金				
一般会計	11,693,419	2,249,000	0	0	2,243,000	0	0	6,000	13,942,419

2 事業の概要

(単位：千円)

事業名	事業内容	金額
I 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進		
(1) 医療提供体制の充実		
①無症状患者及び軽症患者の入院以外への対応		
(a) 宿泊療養施設の確保	軽症・無症状者が入所する宿泊療養施設（1,812室）の設置期間を延長	2,243,000
II 県人事委員会勧告を踏まえた給与改定		
給与改定	○給与改定の概要 ・給与表 30歳台半ばまでの若手職員を4,000円の範囲内で引上げ（平均改定率+0.3%） ・期末・勤勉手当 0.10月引上げ（4.30月→4.40月） 知事等特別職の期末手当は0.05月引上げ（3.25月→3.30月）	6,000
		2,249,000

付託議案説明資料

条例・事件決議

令和 4 年 1 2 月 9 日

総 務 部
財 務 部

<目 次>

- [第 95 号議案] 個人情報の保護に関する法律施行条例 …………… 3
- [第 96 号議案] 情報公開・個人情報保護審議会条例 …………… 7
- [第 97 号議案] 当せん金付証票の発売 …………… 9
- [第 120 号議案] 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例………… 10

第95号議案 個人情報保護に関する法律施行条例

1 制定の理由

- (1) 県では、個人情報の保護に関する条例において、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、県が保有する個人情報の開示等を求める権利について明らかにし、個人の権利利益の保護を図っている。
- (2) このたび、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正により、地方公共団体及び地方独立行政法人についても法の規定が適用されることに伴い、条例に委任された事項その他の法の施行に関して必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

(1) 趣旨（第1条関係）

個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）の趣旨を定める。

(2) 用語（第2条関係）

施行条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

(3) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイルに係る帳簿（第3条関係）

ア 県の機関（議会を除く。以下同じ。）及び兵庫県公立大学法人（以下「実施機関等」という。）は、実施機関等の規則（規程を含む。以下同じ。）で定めるところにより、当該実施機関等が保有している本人の数が個人情報の保護に関する法律施行令に定める数に満たない個人情報ファイルについて、必要な事項を記載した帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならないものとする。

イ 個人情報ファイル簿に係る法の規定は、条例個人情報ファイル簿について準用するものとする。

(4) 開示決定等の期限（第4条関係）

ア 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内（法：30日以内）にしなければならないものとする。ただし、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。

イ アにかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、アの期間を30日以内に限り延長することができるものとする。

(5) 開示決定等の期限の特例（第5条関係）

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内（法：60日以内）にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、(4)にかかわらず、実施機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の

期間内に開示決定等をすれば足りるものとする。

(6) 開示請求に係る手数料（第6条関係）

法の規定により開示請求をする者が納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

(7) 費用の負担（第7条関係）

開示請求をして、地方公共団体等行政文書の写しの交付を受けるものは、写しの作成（これらに準ずるものとして実施機関等の規則で定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならないものとする。

(8) 交付済の保有個人情報の内容についての訂正請求（第8条関係）

法令、条例又は実施機関等の定める規則により保有個人情報の内容が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に保有個人情報の本人に交付されている場合には、これらの保有個人情報を開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報とみなして、訂正請求に係る法の規定を適用するものとする。

(9) 審査請求に係る諮問（第9条関係）

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関等は、当該審査請求が不適法であり却下する場合等を除き、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならないものとする。

(10) 審議会の調査権限（第10条関係）

ア 審議会は、必要があると認めるときは、(9)により審議会に諮問をした実施機関等（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができるものとする。

イ 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができるものとする。

ウ 諮問庁は、審議会からア又はイによる求めがあったときは、これを拒んではならないものとする。

(11) 委員による調査手続（第11条関係）

審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、(10)アにより提示された保有個人情報について閲覧（当該保有個人情報が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる行為）をさせることができるものとする。

(12) 調査審議手続の非公開（第12条関係）

審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しないものとする。

(13) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案に係る諮問（第13条関係）

ア 法に規定する行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案があったときは、当該提案に対

する審査をすべき実施機関等は、当該提案が法に定める基準に適合しない場合を除き、審議会に諮問しなければならないものとする。

イ (10)から(12)までは、アの諮問に係る調査審議について準用するものとする。

(14) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を定める（第14条関係）。

(15) 個人情報の適正な取扱いを確保するための諮問（第15条関係）

県の機関は、次に掲げる事項について、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときは、審議会に諮問することができるものとする。

ア 施行条例の規定の改廃に関する事項

イ 保有個人情報の安全管理のために講ずる措置に関する事項

ウ ア及びイに掲げるもののほか、県の機関における個人情報の取扱いについての細則に関する事項

(16) 秘密を守る義務（第16条関係）

審議会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とする。

(17) 法の施行の状況の公表（第17条関係）

知事は、毎年度、実施機関等における法の施行の状況を公表するものとする。

(18) 補則（第18条関係）

施行条例の施行に関して必要な事項は、実施機関等の規則で定めるものとする。

(19) 罰則（第19条関係）

(16)に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 条例個人情報ファイル簿に関する経過措置

2(3)による条例個人情報ファイル簿の作成及び公表については、実施機関等は、施行条例の施行の日から起算して1年を経過する日までにこれらの措置を講じなければならないものとする。

(3) 旧条例の廃止

個人情報の保護に関する条例は、廃止する。

(4) 旧条例の廃止に伴う経過措置

(3)に伴い、必要な経過措置を設ける。

(5) 情報公開条例の一部改正

行政機関等匿名加工情報等を公文書の公開請求に係る非公開情報とする（第6条関係）。

(6) 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正

規定の整備を行う（第9条関係）。

第96号議案 情報公開・個人情報保護審議会条例

1 制定の理由

- (1) 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の一部改正により、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）についても個人情報保護法の規定が適用され、地方公共団体等に対する個人情報の開示請求等に係る審査請求（(2)において「審査請求」という。）については、行政不服審査法の規定により地方公共団体に置かれる機関（以下「行審法の諮問機関」という。）への諮問を要することとされた。
- (2) 県では、個人情報の保護に関する条例に基づく審査請求について調査審議する情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）が、行審法の諮問機関として個人情報保護法に基づく審査請求について引き続き調査審議することとし、行審法の諮問機関は、行政不服審査法の規定により組織及び運営に関する事項を条例で定めるものとされていることから、審議会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

(1) 趣旨（第1条関係）

情報公開・個人情報保護審議会条例の趣旨を定める。

(2) 所掌事務（第2条関係）

ア 審議会は、情報公開条例に規定する実施機関等（以下「情報公開実施機関等」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(ア) 情報公開条例に規定する公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求に関すること。

(イ) 情報公開制度の運営及び改善に関する重要事項に関すること。

イ 審議会は、個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「個人情報保護法施行条例」という。）に規定する実施機関等（以下「個人情報保護実施機関等」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(ア) 個人情報保護法に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関すること。

(イ) 個人情報保護法に規定する行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案に対する審査に関すること。

(ウ) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるものとして個人情報保護法施行条例で定める事項

(エ) 特定個人情報保護評価に関する規則の規定により意見を聴くこととされた事項

ウ 審議会は、ア(ア)及び(イ)に掲げる事項に関して必要と認める事項にあつては情報公開実施

機関等に、イ(ア)から(エ)までに掲げる事項に関して必要と認める事項にあつては個人情報保護実施機関等に建議することができるものとする。

(3) 組織（第3条関係）

審議会は、委員10人以内で組織するものとする。

(4) 委員（第4条関係）

ア 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱するものとする。

イ 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ウ 委員は、再任されることができるものとする。

(5) 会長及び副会長（第5条関係）

ア 審議会に、会長及び副会長を置くものとする。

イ 会長及び副会長は、委員の互選によって定めるものとする。

ウ 会長は、会務を総理し、審議会を代表するものとする。

エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものとする。

オ 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理するものとする。

(6) 会議（第6条関係）

ア 審議会は、会長が招集するものとする。

イ 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないものとする。

ウ 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

(7) 部会（第7条関係）

ア 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができるものとする。

イ 部会に属すべき委員は、会長が指名するものとする。

ウ 部会に、部会長を置くものとする。

エ 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名するものとする。

オ 部会長の職務及び部会の会議については、(5)ウ及び(6)を準用するものとする。

カ 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができるものとする。

(8) 補則（第8条関係）

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定めるものとする。

3 施行期日

令和5年4月1日

第97号議案 当せん金付証券の発売

当せん金付証券（宝くじ）の令和5年度の発売金額を次の範囲内としようとする。

発売金額 35,000,000千円

第120号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）の一部改正

(1) 給料表

平均0.3%引き上げる（給与条例別表第1から別表第5まで関係）。

(2) 勤勉手当

ア 再任用職員以外の職員の勤勉手当について、年間支給月数を0.10月引き上げる。

[4.30月 → 4.40月]（給与条例第26条関係）

（単位：月）

区 分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.20	0.95	2.15	1.20	<u>1.00</u> (+0.05)	<u>2.20</u> (+0.05)
12月期	1.20	0.95	2.15	1.20	<u>1.00</u> (+0.05)	<u>2.20</u> (+0.05)
年 間	2.40	1.90	4.30	2.40	<u>2.00</u> (+0.10)	<u>4.40</u> (+0.10)

イ 再任用職員の勤勉手当について、年間支給月数を0.05月引き上げる。[2.25月 → 2.30月]

（給与条例第26条関係）

（単位：月）

区 分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.675	0.45	1.125	0.675	<u>0.475</u> (+0.025)	<u>1.15</u> (+0.025)
12月期	0.675	0.45	1.125	0.675	<u>0.475</u> (+0.025)	<u>1.15</u> (+0.025)
年 間	1.35	0.90	2.25	1.35	<u>0.95</u> (+0.05)	<u>2.30</u> (+0.05)

2 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）の一部改正

期末手当について、年間支給月数を0.05月引き上げる。[3.25月 → 3.30月]（特別職給与条例第3条関係）

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の一部改正

(1) 給料表

職員に準じて引き上げる（任期付研究員条例第5条及び任期付職員条例第7条関係）。

(2) 期末手当

任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当について、年間支給月数を0.05月引き上げる。

[3.25月 → 3.30月]（任期付研究員条例第6条並びに任期付職員条例第9条及び第10条関係）

4 会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）の一部改正
規定の整備を行う（会計年度任用職員条例附則第4項及び第5項関係）。

第3 施行期日等

1 施行期日

公布の日

2 適用区分

第2の1、2及び3は、令和4年4月1日から適用する。

3 経過措置等

(1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における第2号会計年度任用職員の給料月額については、第2の1(1)及び第3の2にかかわらず、なお従前の例による。

(2) その他必要な経過措置を定める。

閉会中の継続調査事件一覧

令和4年度

総務常任委員会

件 名	項 目	調 査 理 由
1 県民との情報共有の推進について	○ 広報・広聴活動の推進について	参画と協働の県政の原点となる県民との情報の共有を進め、県民ニーズに的確に対応した県政を推進するため、県民に県政情報を確実に届け、国内外に県の魅力を強力に発信する広報戦略、及び県民意見を汲み上げる広聴の充実が不可欠である。このため、広報・広聴活動の推進について調査する。
2 市町振興について	○ 市町振興について	県政のパートナーであり、分権の主体である市町との連携・協調を図るとともに、市町の自立的運営への支援を行うことが不可欠である。このため、市町振興の取組について調査する。
3 公文書の管理・県政情報の公開等の推進について	○ 公文書の管理・県政情報の公開等の推進について	県民に信頼され、県民とともに県政を推進していくためには、県民の県政への参加をより一層促進し、公正で透明な開かれた県政を推進していく必要がある。このため、公文書の管理・県政情報の公開等の推進について調査する。
4 県政を支える職員の養成と働き方改革の推進について	○ 職員の新しい働き方の推進と意識改革について	複雑多様な行政需要に迅速かつ的確に対応していくためには、職員の意識改革や能力開発に努めるとともに、職員一人ひとりがやりがいや充実感を感じることができる多様な働き方を推進する必要がある。このため、職員の働き方改革の推進について調査する。
5 元町地域の活性化の推進について	○ 元町周辺再整備の推進について	元町地域の活性化に向け、新たな元町周辺再整備グランドデザインの検討など元町地域の再整備に向けた取組を推進する必要がある。このため、元町周辺再整備の推進について調査する。
6 地方分権の推進について	○ 地方分権の推進について	21世紀の成熟社会における新しい兵庫づくりには、地域主体の分権型社会の構築や地域主導の取組を推進する必要がある。このため、地方分権の推進について調査する。
7 新たな兵庫の創生に向けた総合的推進について	○ 地域創生及びエネルギー対策等の推進について ○ 個性を生かす地域づくりと万博開催に向けた取組について	「ひょうごビジョン2050」で描いた将来像の実現に向け、推進体制の構築を図る必要がある。 また、少子化や人口流出に歯止めをかけ、地域や経済の活力を持続的に高めるためには、新全県ビジョンの最も総合的な実行プログラムとして位置づけられた「兵庫県地域創生戦略」の着実な推進が不可欠である。 また、地域創生の実現に向けては、地域再生大作戦に代わる新たな地域づくりへの支援や、新たな社会的価値を生み出す水素社会実現に向けた取組、2025大阪・関西万博が生み出す効果・活力を兵庫県に取り込むことなども重要である。 このため、ひょうごビジョン2050及び地域創生戦略や、エネルギー対策、個性を生かす地域づくり、万博開催に向けた取組状況について調査する。
8 情報化の推進について	○ 情報化の推進について	情報化社会の進展に対応し、情報通信の成果を実感できる社会の実現を目指すとともに、行政サービスの向上と行政システムの簡素・効率化を図り、誰もが安心して情報通信技術を活用できる情報交流社会の実現が不可欠である。このため、情報化の推進について調査する。
9 持続可能な行財政基盤の確立について	○ 県政改革の推進に向けた取組について ○ 財政状況について ○ 県税の賦課徴収について	県政改革の基本的な方向等を定める「県政改革方針」に基づき、県政改革を継続的かつ効率的に推進するための取組を実施するとともに、時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立する必要がある。 このため、県政改革の推進に向けた取組、本県の財政状況、県税の賦課徴収状況について調査する。
10 参画と協働の推進と安全で安心な暮らしの実現について	○ 県民の参画と協働の推進について ○ 安全で安心な暮らしの実現について ○ 人権啓発施策の推進について	県民一人ひとりが、地域社会との関わりの中で、その個性と能力を発揮し、安全・安心で主体的にいきいきと生活できる環境の整備が求められている。 また、消費者トラブルの増加や不適切表示の発生などから、県民が安心して暮らすことができる社会づくりが求められている。 このため、県民の参画と協働の推進、安全で安心な暮らしの実現、人権啓発施策の推進について調査する。
11 県民文化の創造について	○ 芸術文化の振興について	心の豊かさが求められる時代にあって、多彩な芸術文化事業の展開による県民文化の広がりを図る必要がある。 このため、芸術文化の振興について調査する。
12 男女共同参画の推進と青少年の健全育成について	○ 男女共同参画の推進と青少年の健全育成の推進について	社会との関わりや家族・家庭の中で、すべての人がその個性と能力を発揮し、いきいきと生活できる社会の実現が求められている。 また、兵庫の未来を担う青少年の健全育成を推進する必要がある。 このため、男女共同参画の推進、青少年の健全育成の推進について調査する。

13 防災・危機管理 対策の総合的推 進について	○ 防災・危機管理対 策の総合的推進につ いて	<p>南海トラフ地震等に対する防災・減災対策や、新型コロナウイルス感染症への対応等、県民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせる地域づくりを総合的に推進していく必要がある。</p> <p>また、阪神・淡路大震災からの復興の成果を県政に生かすとともに、東日本大震災等の被災地の継続的な支援を行う必要がある。</p> <p>このため、防災・減災対策をはじめ、大震災の経験に基づく被災地支援や教訓の継承・発信など、防災危機管理対策の総合的推進について調査する。</p>
--------------------------------	-------------------------------	--